

第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。

※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

全厚生労働組合
書記次長 大門晋平

<テーマ>

感染症対策は「安全保障」

<内 容>

全厚生労働組合は、厚生行政を担う国家公務員および独法等で働く職員で組織する労働組合です。厚生労働省本省のほか、国立感染症研究所、国立医薬・基盤研究所などの研究機関や、国立障害者リハビリテーションセンターなど国立福祉施設、社会保険行政を担う日本年金機構などで組合員が日々奮闘しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、厚生労働省の講堂に「コロナ対策本部」が設置され、24時間つねに職員が常駐し、新型コロナ対策に励んでいます。講堂には窓がなく、常にドアを開放して廊下の窓も開けられてはいますが、決して通気性のよい環境とはいえません。そして、職員間の距離も近く、感染症対策が万全とは言いきれない職場環境です。

2月からわが国での感染が徐々に広がる中、全厚生は2月27日、厚生労働大臣に対し「新型コロナウイルス感染対策の緊急申し入れ書」を提出し、さらに3月24日には同じく厚労大臣に対して「感染症防止対策にかかる体制整備についての申し入れ書」を提出して、職員および利用者の安全防護対策に万全を期すよう申し入れをしました。日本年金機構においても、三密状態に近い職場環境で働く職員や組合員たちからの不安の声が大きくなり、全厚生は4月13日、日本年金機構に対し「新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急申し入れ書」を提出しました。また、この新型コロナ禍により国立感染症研究所が国民から広く注目されるとともに、一部マスコミなどによる事実無根の心ない報道がなされ、感染研支部が研究所に対して、そのような報道に対する適切な対応を求める申し入れなども行いました（研究所としての見解が公式WEBサイトに公開されています）。

全厚生はこれまで、国立試験研究機関および研究開発法人の研究者・職員を組織する労働組合として、人員削減や予算不足により各研究機関の所掌事務の遂行に重大な問題が生じてきていることを訴え続け、改善を求めてきました。また、予期せぬ感染症のパンデミックに備えるには、感染症対策を担う人員と予算が不十分であることも、長年にわたり指摘し続けてきました。いま、まさにその「予期せぬパンデミック」が起り、感染症対策体制の脆弱性が明白となっています。

全厚生は、国民の生命や暮らしを守ることはまさに「国防」・「安全保障」であり、感染症対策は国益を守ることにつながるという信念のもと、とりくみをすすめています。このコロナ禍を機に、医療・公衆衛生・感染症研究をはじめ、交通や物流、労働行政などあらゆる部門との連携と体制強化が、憲法25条をいかした社会保障の拡充につながるものと考えています。いまこそ、国民本位の政治に切り替える絶好のチャンスととらえ、みなさんとともに運動を広げていきたいと思えます。

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

全厚生労働組合
中央執行委員長 盛田 潔

感染症防止対策にかかる体制整備についての申し入れ書

全厚生は、これまで国立試験研究機関および研究開発法人の研究者・職員で組織する労働組合として、人員削減および予算不足により各研究機関の所掌業務の遂行に重大な問題が生じて来ていることを訴え、改善を求めてきました。

新型コロナウイルスのパンデミックに直面し、公衆衛生上重大な事態に対処するため、今、研究成果を直ちに国民へ還元することが求められています。同時に、今後も発生しうるあらゆる新興・再興感染症にも対処していかなければなりません。

国立感染症研究所（感染研）は、前身の国立予防衛生研究所の時代から70余年、感染症研究および対策の中核を担い、厳しい研究環境の中でも、地方自治体などとの連携を深め、我が国に適した体制を構築してきました。今まさに、これまでの実績を基盤とした、さらなる体制の強化が必要とされています。

全厚生は、「国民の健康や生命を守るという使命は、安全保障の一つ」であり、「感染症対策は国益を守ること」につながるという信念のもと、職場および研究環境の改善のために下記の要求をとりまとめました。貴職がこれらの要求に対し、その実現のための積極的な対応と誠意ある回答を行うよう強く求めます。

記

1. 新型コロナウイルス等、予測できない重大な感染症危機に対応する体制整備について

感染症危機に迅速かつ効果的に対応するため、以下のように新設する感染症危機管理センターのCDC機能および各研究部の研究体制を強化し、感染研の体制を整備すること。

- 1) 実地疫学専門チームの養成・指揮、関係省庁・医療機関および地方自治体との連携などアウトブレイク対応能力および体制の強化をすること。
- 2) 感染症情報の収集と分析、国民との迅速かつ適切な情報共有のための、広報・リスクコミュニケーション体制の強化をすること。
- 3) 感染研をはじめ地衛研、民間検査機関等も含めた検査および研修体制の整備。また、保健所などにおける検査受け入れ態勢などの補強をすること。
- 4) 検査方法、診断薬、治療薬の開発など研究体制の強化をすること。

2. 感染症対策のための予算および定員について

- 1) 感染研、地衛研などの厚生科学研究の中核を担う機関の予算と定員を米国等の感染症対策先進国の水準まで引き上げること。
- 2) 定員合理化計画の対象外にするよう関係方面に働きかけること。
- 3) 予算について、シーリングの対象外とするよう関係方面に働きかけること。
- 4) 国民の健康を守る研究を、競争的研究費に重度に依存する体制から脱却するため、基礎・基盤的研究費の予算を拡充すること。
- 5) 感染症危機管理センターの新設にあたっては、新たな予算、人員を確保すること。

3. オリンピック・パラリンピックの東京開催、万博の大阪開催について

- 1) 開催期間中の具体的な感染症対応策を早急に示すこと。
- 2) 感染症の感染防止にかかる必要な予算および定員については新規に確保すること。

(以 上)

2020年4月13日

日本年金機構
理事長 水島 藤一郎 殿

全厚生労働組合
中央執行委員長 盛田 潔

新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急申入れ書

日頃より、国民のための公的年金業務にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、我が国においても4月7日に政府が7都府県に対して緊急事態宣言を発出する事態となっています。日本年金機構の各職場で働く職員も感染拡大の不安に苛まれながら、日々の業務に必死に取り組んでいます。

このような状況のもと、職場における感染防止のための措置に対する不安・不満の声が全厚生に多く寄せられています。しかも、その声は日に日に増加しており、その内容も具体的なものになってきています。

つきましては、全国の職場から全厚生に届いたそれらの声をもとに、新型コロナウイルス感染防止対策につき、下記事項を緊急に申し入れますので、貴職による早急かつ誠意ある対応を強く求めます。

記

1. 日本年金機構の職場全体に関する要求（街角年金相談センター含む）
 - (1) 新型コロナウイルスの感染が拡大している現況に鑑み、何よりも職員および利用者の安全を確保するための課題を最優先事項として考慮すること。
 - (2) 2班での出勤体制を維持・徹底し、この体制下における優先すべき業務を明確に示すこと。また、遂行困難な業務が生じる場合は、支援体制を構築すること。
 - (3) 事業計画の策定を保留し、サービススタンダードの達成を当面職場に求めないこと。
 - (4) 業務体制の変更・縮小を適切な方法（Web サイトへの掲載、事務所内掲示等）で広報すること。
 - (5) 事務処理の遅延が生じた場合は、その状況を正しく把握し、対象者にその状況と処理の見込みを速やかに通知すること。
 - (6) 各拠点における必要な感染防護策については、拠点間での相違がないよう措置を徹底すること。
 - (7) 基礎疾患を有する職員を把握し、特別な安全対策を講じること（出勤、退勤時間の緩和、窓口対応の配慮など）。その際、個人情報については厳重に取り扱うこと。
 - (8) 緊急事態宣言の対象外地域においても、原則的に同様の対応をすること（感染者比率の高い地域もあり、感染の危険度に大きな差異はない）。
 - (9) 業務実績評価を一時的に停止すること（評価達成のための所属長による感染拡大のリスクを軽視した指示が横行するおそれがあるため）。

2. 年金事務所の業務に関する要求（街角年金相談センター含む）

- (1) 適用調査課の業務については、取得（被扶養者）、喪失、月変に限定し、事務所での調査や新適事業は当面扱わないこと。健康保険証の交付が遅れる場合は、事業主証明での受診が可能となるよう、その対応を協議すること。
- (2) 国民年金課の業務については、収納対策（強制徴収含む）が停止になっていることを踏まえ、事務所では適用関係の緊急分のみを扱うこと。
- (3) 徴収課の業務についても、原則として滞納処分を保留すること。
- (4) お客様相談室の業務については、請求書の受付を原則郵便とし、窓口対応を極力縮小すること。
- (5) 年金相談のコールセンターでの予約を停止すること。
- (6) 週初の開所日における相談の「時間延長」および第2土曜日の「週末相談」は、実施しないこと。
- (7) 相談窓口における飛沫感染を防止するため、職員と相談者の間にビニールシートやアクリル板等を設置すること。

以上

2020年4月13日

日本年金機構
理事長 水島 藤一郎 殿

全厚生労働組合
中央執行委員長 盛田 潔

新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急申入れ書

日頃より、国民のための公的年金業務にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、我が国においても4月7日に政府が7都府県に対して緊急事態宣言を発出する事態となっています。日本年金機構の各職場で働く職員も感染拡大の不安に苛まれながら、日々の業務に必死に取り組んでいます。

このような状況のもと、職場における感染防止のための措置に対する不安・不満の声が全厚生に多く寄せられています。しかも、その声は日に日に増加しており、その内容も具体的なものになってきています。

つきましては、全国の職場から全厚生に届いたそれらの声をもとに、新型コロナウイルス感染防止対策につき、下記事項を緊急に申し入れますので、貴職による早急かつ誠意ある対応を強く求めます。

記

1. 日本年金機構の職場全体に関する要求（街角年金相談センター含む）
 - (1) 新型コロナウイルスの感染が拡大している現況に鑑み、何よりも職員および利用者の安全を確保するための課題を最優先事項として考慮すること。
 - (2) 2班での出勤体制を維持・徹底し、この体制下における優先すべき業務を明確に示すこと。また、遂行困難な業務が生じる場合は、支援体制を構築すること。
 - (3) 事業計画の策定を保留し、サービススタンダードの達成を当面職場に求めないこと。
 - (4) 業務体制の変更・縮小を適切な方法（Web サイトへの掲載、事務所内掲示等）で広報すること。
 - (5) 事務処理の遅延が生じた場合は、その状況を正しく把握し、対象者にその状況と処理の見込みを速やかに通知すること。
 - (6) 各拠点における必要な感染防護策については、拠点間での相違がないよう措置を徹底すること。
 - (7) 基礎疾患を有する職員を把握し、特別な安全対策を講じること（出勤、退勤時間の緩和、窓口対応の配慮など）。その際、個人情報については厳重に取り扱うこと。
 - (8) 緊急事態宣言の対象外地域においても、原則的に同様の対応をすること（感染者比率の高い地域もあり、感染の危険度に大きな差異はない）。
 - (9) 業務実績評価を一時的に停止すること（評価達成のための所属長による感染拡大のリスクを軽視した指示が横行するおそれがあるため）。

2. 年金事務所の業務に関する要求（街角年金相談センター含む）

- (1) 適用調査課の業務については、取得（被扶養者）、喪失、月変に限定し、事務所での調査や新適事業は当面扱わないこと。健康保険証の交付が遅れる場合は、事業主証明での受診が可能となるよう、その対応を協議すること。
- (2) 国民年金課の業務については、収納対策（強制徴収含む）が停止になっていることを踏まえ、事務所では適用関係の緊急分のみを扱うこと。
- (3) 徴収課の業務についても、原則として滞納処分を保留すること。
- (4) お客様相談室の業務については、請求書の受付を原則郵便とし、窓口対応を極力縮小すること。
- (5) 年金相談のコールセンターでの予約を停止すること。
- (6) 週初の開所日における相談の「時間延長」および第2土曜日の「週末相談」は、実施しないこと。
- (7) 相談窓口における飛沫感染を防止するため、職員と相談者の間にビニールシートやアクリル板等を設置すること。

以上